

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
330	9(6)	国内での農産物の栽培について、使用者には、農薬取締法により「農薬を使用する者が遵守すべき基準」の遵守が義務づけられおり、貴省が3月22日に、農水省へ 農薬適正使用の指導強化を依頼されたことは、時宜を得たものと思う。 ポジティブリスト制度を実効あるものにするには、農産物等の生産段階での適正使用が不可欠だと考える。私たちは、農薬使用者の免許制度、農薬使用履歴の記帳の義務化などを農水省に求めている。これらの実現は、農薬適正使用やドリフト防止を促し、残留農薬の低減化につながると思われる。貴省においても、その実現を推進してほしい。	反農薬東京グループ	D21	農産物の生産段階での農薬等の適正使用の推進は、ポジティブリスト制度を運用する上でも重要であると考えておりますが、農薬使用者の免許制度や記帳の義務化等の農薬取締法に関する事項は厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。
331	9(6)	本制度の管理に当たっては、必ずしも分析に頼ることではなく、生産地の農薬使用状況等の情報を把握して対応することを述べられているが、海外の農薬の使用状況を照会する窓口(国内、国外)をリスト化して発表して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	各国の農薬の使用状況については、原材料の生産現場の状況によりそれぞれ異なることから、原材料の輸出業者を通じ、直接生産者から情報を入手されるようお願いいたします。
332	9(6)	誰でも農薬に関する情報を入手できるよう、コーデックスの残留農薬情報(基準値、分析法)を調べる「電子情報アドレス」を開示して頂きたい。(同旨1件)	社団法人日本植物油協会・三浦弘充	D28・D43	コーデックス委員会で定められている国際基準については、コーデックスの公式ホームページ(http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp)において閲覧できます。
333	9(6)	農薬を使っていない農家の畑でも0.01ppm程度農薬が検出されることがあり、ドリフトが心配される。今回の基準値は、一日の許容摂取量を基に設定されたとのことであるが、狭い国土のなかで、谷間の地形を切り開き、入り組む土地を共同管理して営んできた日本の農業の実態からは、かけ離れてしまっていると強く感じる。食品の安全性が強く求められている今日、国内での食料生産がより持続できる制度の確立を強く望む。今のままでは、中小零細農家は農業を存続できない制度になってしまうものと思う。	株式会社葉桐	D30	一律基準の設定については、農林水産省と連携して検討したところですが、具体的にドリフトによる残留の可能性を示す資料はありません。今回のポジティブリスト制度の施行にあたっては、農薬取締法で定められた使用基準に従い適正に使用される場合、基準に違反することはないと考えています。
334	9(6)	OEPCNO現行基準の表中に、現行基準が定められているにもかかわらず、記載のないものがある。(EPNのかぼちゃなど)	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘のとおり修正します。
335	9(6)	ポジティブリスト制度の円滑な運用のために、規制当局の責任部署を明確化するとともに、地方行政との意思疎通を十分に行い、また、相談・協議窓口を設置し、事例について公開するなどの体制を整備していただきたい。	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター 日本紅茶協会	D69 D76 D80	相談体制の整備については今後検討します。
336	9(6)	農薬の必要性や安全性評価の実態など、国民の理解を深めるためのリスクコミュニケーションや食育を継続して実施していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
337	9(6)	規制が施行されると、いろいろ質問が出る可能性が高いので相談窓口を設置していただきたい。(同旨1件)	キッコーマン株式会社・(財)食品産業センター	D8・D76	相談体制の整備については今後検討します。
338	9(6)	ポジティブリスト制の導入により、分かりにくい点などをQ&Aでまとめて教えていただきたい。(同旨3件)	日本エキス調味料協会・社団法人日本植物油協会等	D8・D10・D28・D76	ポジティブリスト制度のQ&Aについては、ホームページ上に公開してきたところです。内容のより一層の充実努めていきます。
339	9(6)	スパイス及びハーブの取扱について、コーデックス基準がある場合にはそれを第一に参考とすることとされているため、スパイス内の小区分の考え方も暫定基準に適用されると予想される。コーデックスの分類では「種子」「果実類」「根類」に分類しているので、それらに属さないスパイスは「その他」として、スパイスの分類に加えていただきたい。また、コーデックスで単独の基準がない農薬等ではスパイス内の「その他」と見なしていただきたい。	全日本スパイス協会	D85	コーデックスにおける定義を参考に、スパイスについては、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を、ハーブについては、「その他のハーブ」を設けそれぞれについて基準を設定したところです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
340	9(6)	国に於いて、リスクコミュニケーションの取り組み強化を願いたい。 (同旨3件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・D46・D47・D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
341	9(6)	○ラクトパミン○ラクトパミンの豚の肝臓、腎臓の基準について、明確にしたい。MRL設定の関連基準を提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	豚の肝臓、腎臓のMRLは、JECFAの提案及び申請者の提出資料を踏まえ設定したものです。なお、基準設定に関する資料については、次のアドレスで公開しています(日本語のみ)。 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1130-12.html
342	9(6)	○カルベタミド○カルベタミドについて、105番目の物質としてリストアップされているが、ホームページ上で105番がなく、106のカルボフランが2つ掲載されている。カルベタミドのMRLについて提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	ご指摘のとおり修正します。
343	9(6)	ポストハーベストとして用いられる防かび剤は、日本では未だに「食品添加物」としての扱いになっている。これらは国際的に「農薬」であるので、農薬としての扱いにしていただきたい。 (同旨1件)	Northwest Food Processors association・California Cherry Advisory Board	F28・F30	本制度の導入をもって防かび剤の取り扱いを変更することは困難です。
344	9(6)	本制度の施行に当たり、WTO加盟国において適切な運用がなされるよう全ての加盟国に対し少なくとも6ヶ月、途上国に対しては、6ヶ月にプラスして更に8ヶ月の猶予期間を設けて欲しい	中国政府	G19	暫定基準は国際基準等を参考としていること、これまで3年あまりにわたって、暫定基準等の説明を行ってきており、基準値の告示後6ヶ月の周知期間をもって施行することとしていることから、更なる周知期間の延長の要望は受け入れられません。

対象外物質 (案)

亜鉛	トウガラシ色素
アザジラクチン	トコフェロール
アスコルビン酸	ナイアシン
アスタキサンチン	ニームオイル
アスパラギン	乳酸
β -アポ-カロチン酸エチルエステル	尿素
アラニン	パラフィン
アリシン	バリウム
アルギニン	バリウム
アンモニウム	パントテン酸
硫黄	ビオチン
イノシトール	ヒスチジン
塩素	ヒドロキシプロピルデンブレン
オレイン酸	ピリドキシン
カリウム	プロピレングリコール
カルシウム	マグネシウム
カルシフェロール	マシ油
β -カロチン	マリーゴールド色素
クエン酸	ミネラルオイル
グリシン	メチオニン
グルタミン	メナジオン
クロレラ抽出物	葉酸
ケイ素	ヨウ素
ケイソウ土	リボフラビン
ケイ皮アルデヒド	レシチン
コバラミン	レチノール
コリン	ロイシン
シイタケ菌糸体抽出物	ワックス
重曹	(全 65 物質・50 音順)
酒石酸	
セリン	
セレン	
ソルビン酸	
チアミン	
チロシン	
鉄	
銅	

